

社会 保障 審 議 会 障 害 者 部 会 報 告

～障害者自立支援法施行後 3 年の見直しについて～

(案)

(点線の下線は、10日部会資料からの主な修正点)

平成20年12月〇〇日

目 次

はじめに	2
I 相談支援	4
II 地域における自立した生活の支援	9
1 地域での生活の支援	
2 就労支援	
3 所得保障	
III 障害児支援	22
IV 障害者の範囲	28
V 利用者負担	31
VI 報酬	34
VII 個別論点	35
1 サービス体系	
2 障害程度区分	
3 地域生活支援事業	
4 サービス基盤の整備	
5 虐待防止・権利擁護	
6 精神保健福祉施策の見直し	
7 その他	
(参考)	
・ 開催経緯	51
・ 委員名簿	53

はじめに

(本報告について)

- 障害者自立支援法は、三障害の一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の強化、支給決定への客観的基準の導入、国の費用負担の義務的経費化などを行うことにより、障害者の地域における自立した生活を支援することを目的として、平成 18 年 4 月に一部、同年 10 月に全部が施行されたものである。

- 同法は、それまでの制度を大幅に見直したものであり、法の着実な定着を図るとともに、現場から指摘された利用者負担などの課題に対応する必要があることから、平成 18 年 12 月の法の円滑な運営のための「特別対策」、平成 19 年 12 月の法の抜本的見直しに向けた「緊急措置」において、利用者負担の軽減や事業者の経営の安定に向けた激変緩和措置等が講じられている。

- 障害者自立支援法の附則では、施行後 3 年を目途として法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとされている。
このため、本部会では、様々な関係者の意見を踏まえて、施策全般にわたり見直しのための検討を行い、施行後 3 年の見直しにおいて対応すべき事項、及び今後更に検討していくべき事項について、取りまとめたものである。

- 本報告に基づき、施行後 3 年の見直しに係る関係法律・制度の改正や、平成 21 年 4 月の障害福祉サービスの費用の額（報酬）の改定等に向けて、厚生労働省において具体的な制度改正について検討し、実現を図るべきである。
また、本報告の中には、今回の部会での議論の中では、一定の結論を得るまでに至らず、今後、引き続き検討していかなければならない事項もある。こうした残された課題については、厚生労働省等において、鋭意検討を継続していくべきである。

- また、現在、政府において「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた検討が行われており、今回の見直しに当たっても配慮するとともに、今後批准に向けて同条約との整合性が図られるよう更に検討することが必要である。

- さらに、今後も絶えず現場の実態の把握に努めるとともに、今回の見直しの一定期間後（例えば今回と同様に施行後 3 年を目途）に、今回同様、実施状況や取り巻く環境の変化を踏まえ、改めて制度全般について見直しを加え、必要

な措置を講じることにより、障害者の自立支援に向けたより良い制度へと改善していく取組を続けていくべきである。

(見直しに当たっての視点)

○ 本部会では、具体的な論点ごとに議論を重ねてきたが、その議論を通じ、総じて次のような視点が必要との指摘があった。

○ 第一に、当事者中心に考えるべきという視点である。

障害者自立支援法は、障害者が自立した生活ができるよう必要な支援を行い、障害者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としているものである。

見直しの検討に当たっては、障害者にとってより良い制度となるかどうかという視点が何よりも重要である。

○ 第二に、障害者の自立を更に支援していくという視点である。

障害者自立支援法については様々な課題があり、必要な見直しを行っていくべきであるが、障害者ができるだけ地域で自立して暮らせるようにするという基本理念については合意が得られているものであり、そのためのより良い制度を目指していくという視点が重要である。例えば、相談支援や、地域移行の支援、障害児支援など、今後更に充実を図っていくべきである。

○ 第三に、現場の実態を踏まえて見直していくという視点である。

障害者自立支援法は、それまでの制度を大幅に見直した新たな制度であり、施行後の状況を見ると、その制度設計で意図したものが必ずしも現場の実態に合っていないという事項もいくつかみられる。当初の制度設計の意図も十分に踏まえつつ、事業者における人材の確保や安定的なサービス提供体制の確保という観点も考慮しながら、不都合が生じているものについては改善を図っていくという視点が重要である。

○ 第四に、広く国民の理解を得ながら進めていくという視点である。

障害者の自立を国民皆でどのように支えていくか、あるいは障害の有無にかかわらず共に育ち、共に暮らし、共に働く共生社会をいかに実現していくかについては、障害の当事者や直接的な関係者のみならず、広く国民皆で考え、取り組んでいくべき課題である。本部会での議論を国民に分かりやすく説明するなど、広く国民の理解を得ながら進めていくという視点が重要である。

【基本的考え方】

- 障害者が地域で安心して自立生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要である。
- しかしながら、障害者の相談支援については、市町村等によって取組状況に差があるという指摘があるとともに、ケアマネジメントを行うために障害者自立支援法で導入されたサービス利用計画作成費については、平成 20 年 4 月現在で利用者が 1,919 人に過ぎないなど、相談支援が十分に行われていない状況がある。
- このため、障害者が、様々なサービスや地域資源等も活用しながら、地域で自立して安心して暮らしていけるよう、以下の観点から障害者の相談支援の充実を図るべきである。
 - ① 地域における相談支援体制の強化
 - ② ケアマネジメントの充実
 - ③ 自立支援協議会の充実

(1) 地域における相談支援体制

(地域における相談支援体制の強化)

- 障害者の地域生活にとって相談支援は欠かせないものである一方、市町村ごとにとり組状況に差があり、地域における相談支援体制について、相談支援の充実や地域生活支援事業費補助金の活用を促すなどにより、全国それぞれの市町村において、必要に応じ都道府県の支援を受けながら、十分な相談支援の事業が実施されるよう、強化を図っていくべきである。

(相談支援を担う人材の確保と質の向上)

- また、ケースワーカー、精神保健福祉相談員等の市町村・都道府県の職員や相談支援事業者の相談支援専門員等、相談支援を担う人材の確保を図るとともに、研修事業を充実するなど、質の向上を図っていくべきである。

- あわせて、障害者や家族が有している様々な経験・体験や情報を活かし、障害者同士や家族同士によるピアサポート、身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談援助を活用するなどにより、厚みのある相談支援を実施していくべきである。

(総合的な相談支援を行う体制)

- 地域における相談支援体制の整備を図るとともに、質の向上を図っていくために、拠点的な機関を設置するなど、総合的な相談支援体制を充実させていくべきである。
- 例えば、市町村が、①一般的な相談支援のほか、障害者入所施設や精神科病院からの地域移行の相談、家族との同居から地域生活への移行の相談、地域生活における 24 時間の相談、権利擁護など、多様な相談支援や、②住民に身近な相談支援事業者に寄せられた相談を、他のより適した相談支援事業者につなぐ相談支援についての調整などを行う相談支援の拠点的な機関を設置することとすべきである。
- その際、画一的に設置することとするのではなく、①市町村の直営か委託か、②全障害か三障害別かなど対象者の範囲、③設置数や他の市町村との共同設置、などについて、個々の市町村の実情が異なることに配慮し、地域の実情に応じて柔軟に設置できるようにすべきである。
- あわせて、相談支援の拠点的な機関の設置のみならず、障害者が日頃接している者による相談支援など、住民に身近な場における相談支援を充実・活性化させていくことも重要である。
- こうした相談支援の拠点的な機関や、住民に身近な相談支援事業者など、地域における相談支援体制を有効に機能させていくとともに、医療を含む多様な相談支援に対応できるようにしていくためには、(3)で記す自立支援協議会を活用し、連携を図っていくことが重要と考えられる。
- さらに、地域における相談支援体制の充実を図っていくためには、都道府県の役割も重要である。障害者自立支援法の実施主体は市町村であり、相談支援についても第一義的には市町村における体制整備が必要となるが、都道府県は、特に町村部における体制整備について必要な支援を行ったり、広域的な調整を

行ったり、引き続き、発達障害者支援センターや精神保健福祉センター等において専門的な相談支援を実施したりすることにより、その役割を果たしていくべきである。

(2) ケアマネジメントの在り方

(サービス利用計画作成費の対象者)

- 障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していけるようにするため、サービス利用計画作成費の対象者について、施設入所者や精神科病院に入院中の者を含め、原則としてサービスを利用するすべての障害者に拡大していくべきである。

(ケアマネジメントに当たっての視点)

- ケアマネジメントの充実に当たっては、障害者本人の意向を基に、自己選択、自己決定を支援していくという視点や、障害者自らの力で自立した生活を送っていけるよう障害者自身の力を引き出していく（エンパワメント）という視点が必要である。障害者が自らマネジメントできるようにしていく（セルフマネジメント）という視点も必要である。

あわせて、サービス利用計画の作成に当たりサービス担当者会議の開催等を通じ、障害者福祉、保健・医療、教育、就労、その他の地域の様々な関係者が連携して障害者の自立した生活を支えていくという視点が必要である。

(サービス利用手続の見直し)

- サービス利用の手続について、障害者の利用するサービスが適切なもの（必要かつ十分なもの）となるよう、そのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入すべきである。具体的には、サービス利用計画の作成が、市町村による支給決定の後（利用できるサービスが決まった後）となっていることを改め、障害者が抱える課題を分析し、どのようにサービス等を組み合わせて支援していくべきかを含むサービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするようにすべきである。

(モニタリングの実施)

- また、サービス利用計画の作成後についても、サービスの利用が障害者の状況やニーズに適合しているかを確認するため、サービス利用計画作成費の活用により、一定期間ごとにモニタリングを実施し、サービス利用計画を見直すこ

ととすべきである。

(ケアマネジメント・モニタリングを実施する体制)

- 上記のケアマネジメント・モニタリングの実施については、
 - ・ 市町村がその責任において統一的かつ総合的な判断により支給決定を行うという仕組みとの整合性を確保すること
 - ・ 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行っていくこと
 - ・ 様々なノウハウの蓄積や、専門的・専属的に対応できる人材の確保などにより、質の向上を図っていくことに留意することが必要と考えられる。

- このため、見直し後のサービス利用計画の作成については、上記の相談支援の拠点的な機関が指定事業者となっていくことが適当と考えられる。

その際、第一義的には相談支援の拠点的な機関が行うこととしつつ、既存の相談支援事業者など障害者に身近な相談支援事業者の活用を図るため、業務を相談支援事業者に委託できることとすることにより、市町村の実情に応じて、障害者が日頃接している者など、障害者に身近な相談支援事業者が積極的に携われるようにしていくべきである。

- このように、相談支援の充実を図り、ケアマネジメント・モニタリングを実施する体制を各地域で整備していくことが必要である。

- まず、人材の確保については、現在の相談支援従事者研修を更に充実させるなどにより、計画的に人材を養成していくことが必要である。

また、これまで相談支援を担ってきた者は既存の相談支援事業者等にいることから、上記のとおり、一定の中立性を確保できるようにしつつ、既存の相談支援事業者等の幅広い活用を図っていくことが有効と考えられる。

- 人材の確保に関しては、人材の量を確保し、多元的な相談支援体制を構築するため、現在の相談支援専門員に求められる実務経験の要件を緩和すべきという意見があった。

一方で、人材の質の向上を図るために、将来的に国家資格化することについても検討すべきという意見があった。

相談支援を担う人材を量的に拡充していくとともに、質の向上も図られるように、今後、検討が必要である。

- また、財源の確保については、一般的な相談支援については、現在、市町村の一般財源や地域生活支援事業費補助金により実施されているところであるが、Ⅱ－１「地域での生活の支援」に記すとおり、地域移行の支援や 24 時間の相談支援を行うことについて自立支援給付の対象とすることを検討するとともに、新たな制度で実施することになるケアマネジメント・モニタリングについては、サービス利用計画作成費を活用することにより、財源の確保を図ることを検討すべきである。その際、業務の内容に応じた報酬単価となるよう検討すべきである。

- なお、「ケア」の語は狭い意味の介護と捉えられることがあり、他の用語に置き換えていくことを検討してはどうかとの指摘があった。今後、様々な意見を踏まえ検討していくべきである。

(3) 自立支援協議会の充実

(自立支援協議会の法定化)

- 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場である自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、市町村の実情に応じた設置・運営方法が可能になるように配慮しつつ、法律上の位置付けを明確にするべきである。

(自立支援協議会の運営の支援)

- あわせて、運営マニュアルや運営の好事例の周知など、国や都道府県において設置・運営の支援を図っていくべきである。その際、自立支援協議会への当事者の参画を促進すべきである。

Ⅱ 地域における自立した生活のための支援

Ⅱ-1 地域での生活の支援

【基本的考え方】

- 障害者自立支援法では、「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を目指し、障害者の地域移行を進めることとしている。
- しかしながら、例えば、平成17年10月1日現在の施設入所者139,009人について、平成19年10月1日までに地域生活に移行した者が9,344人（6.7%）いるものの、新たに入所した者がおり、同日現在の施設入所者数は138,620人と、入所者数については389人の減（0.3%の減）に過ぎない。また、精神疾患により入院する患者についても、近年、1年以上入院患者数が23万人弱で大きく変化していないなど、受入条件を整えば退院可能な長期入院患者の地域移行がまだ十分に進んでいるとは言えない状況にある。
- このため、退所・退院が可能な者について地域移行を更に進めていくとともに、できるだけ地域での自立した生活を継続していけるようにするため、以下の観点から支援の充実を図るべきである。
 - ① 地域移行の促進
 - ② 「住まいの場」の確保
 - ③ 地域生活に必要な「暮らし」の支援

(1) 地域移行の促進

（地域移行を支えるコーディネート機能）

- 障害者入所施設に入所している者や、精神科病院に入院している者であって、退所・退院が可能である者の地域移行を支えるため、入所・入院中の段階から、退所・退院に向けた相談や計画的な支援についての調整、更には実際の支援を行う取組について、全国的に実施されるよう充実させていくことが必要である。
- 具体的には、
 - ① 施設入所者や精神科病院の入院者についても、退所・退院に向けて、サ

ービス利用計画作成費の対象者としてケアマネジメントを行い、計画的に支援をする

- ② また、入所・入院者の地域移行に向けて、退所・退院後の生活を見据え、地域の福祉サービスの見学・体験や、地域生活の準備等のための外出の支援など必要な支援について自立支援給付の対象とすることを検討すべきである。

(移行のための宿泊等の体験を支える給付)

- 長期間入所や入院をしている者が、施設・病院の外での生活に徐々に慣れていくことにより、円滑な地域移行が可能となるよう、退所・退院後に自立訓練事業により生活訓練を受けることに加えて、入所・入院中の段階から、宿泊等の地域生活の体験ができるような仕組みが必要である。

このため、地域移行を希望している者について、グループホーム等を体験利用したり、居宅において障害福祉サービスを利用して過ごす体験をしたりする場合に給付の対象とすることを検討すべきである。

(精神障害者生活訓練施設の新体系への移行)

- また、精神障害者の地域移行を進めていく上で重要な役割を果たしている精神障害者生活訓練施設について、新体系への移行が進んでいないという指摘があり、その移行を促進するための仕組みについて検討が必要である。

(刑務所からの出所者等の支援)

- 刑務所に入所していた障害者等について、退所後、円滑に地域で暮らしていけるよう、法務省と厚生労働省の連携により、退所後直ちに福祉サービスにつながる等の支援を充実すべきである。また、医療観察法の指定医療機関の利用者に対し、入院から退院に向けた調整や、地域生活における支援の充実を図るべきである。なお、触法障害者の早期社会復帰の観点から、刑事手続の段階からの支援についても今後検討が必要との指摘があった。

(地域における入所施設の役割)

- 障害者入所施設については、常時介護が必要な障害者等について施設において必要な支援を行う役割を果たしている。

今後、専門性を持つ地域の資源として、

- ① 施設に入所している障害者について、地域との交流等、社会体験の機会を増やしていくことを含め、入所者に対する地域移行の支援
- ② グループホームやケアホームの実施、日中活動系の事業、短期入所、訪

問事業の実施など、地域生活を支えるための支援の役割について、更に果たしていくべきと考えられる。

(家族との同居からの自立した生活への移行)

- 地域移行を考えるに当たっては、施設や病院からの移行だけではなく、できるだけ地域生活を継続していくという観点から、家族と同居しているうちから障害福祉サービスを利用したり、グループホーム・ケアホーム等での生活に移行したりするための支援が重要であり、様々な相談支援やケアマネジメントを行う際などに、こうした取組を進めていく必要がある。

(2)「住まい」の場の確保

(公営住宅への入居促進)

- 障害者の地域移行の受け皿として、より積極的な役割が期待される公営住宅について、優先枠設定等による優先入居のほか、民間住宅を公営住宅として借り上げる制度を活用して、必要な住宅を確保するなど、更なる入居促進を図るべきである。
- あわせて、厚生労働省と国土交通省が協力して、障害者世帯の入居が進んでいる先進事例についてのノウハウを収集し、その普及に努めるべきである。

(民間賃貸住宅への入居促進)

- 障害者が入居可能な民間賃貸住宅の確保を進めることも重要な課題となっており、障害者等が入居可能な民間賃貸住宅についての情報を提供する「あんしん賃貸支援事業」の普及や、障害者等が民間賃貸住宅を借りる際の公的な「家賃債務保証制度」についての拡充（対象者の拡大）、普及を図るべきである。

(公営住宅の活用等によるグループホーム・ケアホームの整備促進)

- 地域移行を進めていくため、グループホーム・ケアホームの整備について、整備費の助成制度や公営住宅の活用を図りながら、更に進めていくべきである。
- 特に、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用については、地方公共団体の住宅部局、福祉部局及び事業者との具体的な連携方策を示したマニュアルの作成や、公営住宅をグループホーム・ケアホームとして利用するための改良工事費に対する助成の充実などにより、更に促進すべきである。

(グループホーム・ケアホームの質の向上)

- 夜間支援体制を含めたサービスに必要な人材の体制の確保、支援内容の向上など、質の面でも充実を図っていくことができるよう、報酬改定等において検討すべきである。

(身体障害者のグループホーム・ケアホーム)

- 身体障害者についても一層の地域生活移行を進めていくために、身体障害者がグループホーム・ケアホームを利用できるようにすべきである。

その際、

- ① 在宅の障害者が、本人の意に反してグループホーム・ケアホームの利用を勧められることがないよう、徹底を図る
- ② 身体障害者をグループホーム・ケアホームの対象とする趣旨は、施設からの地域移行や、地域における自立した生活の継続であることを踏まえ、高齢で障害となった者については新規利用の対象としないこととするなどについて留意が必要と考えられ、具体策について検討し対応していくべきである。

(3) 地域生活に必要な「暮らし」の支援

(緊急時等のサポートの充実)

- 障害者が地域において安心して暮らすことができるよう、入居に関する支援や、緊急時に対応できる 24 時間のサポート体制などについて、充実を図っていくべきである。

- 具体的には、24 時間の相談支援体制を整え、実際に支援を行うことや、地域生活への移行のために入居に関する支援を行うことについて自立支援給付の対象とすることについて検討すべきである。

(ショートステイの充実)

- 同じく、障害者の緊急時や家族のレスパイト（一時的休息）等において頼ることができ、障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、ショートステイ（短期入所）について、単独型のショートステイを含め、更なる充実を図られるよう、報酬改定等において検討すべきである。

また、現行の昼夜一体の利用形態のほか、ショートステイを利用する日に他

の日中活動サービスを利用できるよう、日中と夜間に分けた利用形態を設けることを検討すべきである。

さらに、緊急時においてショートステイを円滑に利用できるようにするため、運用面での改善についても検討すべきである。

(医療的なケアが行えるサービスの充実)

- 医療的なケアが必要な障害者についても、地域移行や地域生活の継続が図れるよう、必要な人員が配置され医療的なケアが行えるショートステイや通所サービスの充実について、報酬改定等において検討すべきである。

あわせて、入所施設における看護師の配置など医療的なケアの充実についても検討すべきである。

(訪問系サービスの在り方)

- 訪問系サービスは、障害者が地域で暮らしていく上で大切なサービスであり、「行動援護」など新たな類型のサービスの一層の活用を図るとともに、訪問系サービスや様々な支援を組み合わせ、重度の者を含め地域での生活を支えられるよう、重度訪問介護のサービスの確保という観点も踏まえ、その充実を図っていくべきである。

- また、訪問による生活訓練の充実についても検討すべきである。

(地域生活を支えるための複合的なニーズへの対応)

- 上記のとおり、障害者の地域生活を支えていくためには、グループホーム・ケアホームの充実とともに、緊急時のサポート、ショートステイ、通所や訪問サービスの充実等を図っていく必要があるが、これらの複合的なニーズに対応できる拠点的な場について検討すべきとの意見があり、今後、既存事業との関係も含め検討していくべきである。

(ピアサポートの充実)

- 障害者の地域生活の支援については、障害者同士によるピアサポートも大切であり、都道府県や市町村において、その自主的な活動を支援することを促進していくべきである。

(家族に対する支援)

- 障害者本人だけでなく、その家族を支えるとともに、本人と家族との自立した関係の構築を促すという観点も踏まえ、上記の施策を進めるなど、効果的な

家族支援を一層推進すべきである。

(地域の中での支え合い)

- また、障害者が地域で暮らしていくためには、地域社会の中での相互の理解や支え合いも大切であり、引き続き、地域生活支援事業等の活用も図りながら、共生社会の理念の普及や地域における支え合い活動の推進等に努めていくべきである。

Ⅱ－２ 就労支援

【基本的考え方】

- 障害者自立支援法では、それまでの授産施設等を、目的・機能によって、一般就労を希望する障害者を対象とする「就労移行支援」と、一般就労が困難な障害者を対象とする「就労継続支援（A型・B型）」に再編するなど、就労支援の強化を図っている。
- 法の施行後まだ2年が経過したところであり、引き続き実施状況をみていく必要があるが、障害者の自立を支援する観点から、今後とも就労支援の充実と活性化を図っていく必要がある。
- 障害者がその能力を十分に発揮し、地域で自立して生活することができるよう、以下の観点から、就労支援の充実を図るべきである。
 - ① 一般就労への移行支援の強化
 - ② 就労継続支援の在り方
 - ③ 障害者雇用施策等との連携強化等

(1) 一般就労への移行支援の強化

(一般就労への移行の成果の評価の在り方等)

- 一般就労への移行を更に促進するために、就労移行支援事業において、職業スキルの向上のみでなく、就職後の生活を想定した社会適応能力を高める訓練プログラムの確立・普及を図るとともに、一般就労への移行実績を十分に評価し、一般就労への移行が増加して、その後の定着支援を行っても経営が圧迫されないような報酬設定等について検討すべきである。
- あわせて、一般就労への移行を促進していくためには、障害者雇用に対する企業の理解を促進していくとともに、広く障害者本人や関係する者、更には国民全体の意識を醸成していくことも重要である。働く意欲のある障害者を支援していくと同時に、障害者が潜在的に持っている働く意欲を引き出し、育てていくことも重要である。

- また、企業の採用時期が4月以外の時期も多いことを踏まえると、年度中途における企業の採用に向けて就労移行支援事業による訓練を行うことも有効、という観点を関係者が共有することが重要である。

(福祉現場の本人への外部からのアプローチ)

- 障害者本人の一般就労の可能性を最大限に引き出すことができるよう、職場での実習や体験など、一般就労についての実感や意欲につながる機会の拡大が図られるよう支援すべきである。

- 一般就労への移行を進めるため、就労継続支援等の支給決定時や支給決定更新時において、本人への外部の情報の提供など、第三者の視点による関わりを充実させることが重要である。

(支援ノウハウを持った専門職の配置)

- 就労支援を担当する職員について、一般就労への移行支援のノウハウを習得する研修を受講した者等、就労支援ノウハウを有する者の配置を促進していくべきである。

また、そうした人材が配置できない場合にも、地域障害者職業センターの専門的な助言、援助等の支援や、ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携を図ることなどにより、就労移行支援事業の質の向上を図っていくべきである。

(特別支援学校等からの一般就労への移行の在り方)

- 特別支援学校や高等学校等の在学中から、企業での体験実習等により、働くことの意識を育てる取組が有効であることから、卒業後の就労に向けた訓練等も視野に入れ、体験的に就労移行支援事業等の福祉サービス等を利用できるようにしていくことが重要である。

(就労移行後の継続的な支援(フォローアップ)の在り方)

- 就職後一定期間経過後のフォローアップについて、本人の意向、支援の継続性や生活面の支援を併せて必要とすること等にも配慮した支援体制の充実を検討すべきである。

- その際、通勤寮が担ってきた就労する障害者の自立生活に向けた生活面の訓練を行う機能の充実を図るべきである。

(2) 就労継続支援の在り方

(就労継続支援 A 型の充実)

- 雇用契約に基づく就労の機会を提供する場である就労継続支援 A 型の事業所について、B 型からの移行を促す条件整備等、その充実を図っていくべきである。

(就労継続支援 B 型の利用者像の明確化)

- 就労継続支援 B 型の新規利用については、利用する就労支援サービスが適切か否かを判断するための客観的指標の作成が困難である中で、障害者本人の希望を尊重しつつ就労の可能性を見出す機会を制度的にも設けておく必要があるとの考え方にに基づき、就労移行支援事業を利用した上で B 型を利用することを原則としている。
- これについて、
 - ・ 相談支援事業者による調整等により、就労移行支援事業を経なくても B 型を利用できるようにすべきではないか
 - ・ 学校在学時の情報が得られれば、必ずしも就労移行支援事業を経ることを条件としなくても良いのではないかと
との意見がある。
- 他方、
 - ・ 就労移行支援事業者において、本人の適性をよく見た上で、必要であれば、B 型に移るという形を取るべき
 - ・ 一般就労の可能性にチャレンジする意味から必要
との意見がある。
- 以上を踏まえると、就労支援関係の給付の支給決定に当たっては、本人の能力・適性について短期間のアセスメントを経ることが必要と考えられる。
その際、アセスメントについては、他に客観的な判定の手段がないことから、暫定支給決定により就労移行支援事業等を利用して行うことが必要であるが、あくまで支給決定プロセスの中でのアセスメントのための利用であり、短期間でも可能なことを明確化するなど、柔軟に対応できるようにすべきと考えられる。